

鳥取県公報

平成22年7月2日(金) 第8207号

毎週火・金曜日発行

示

鳥取県告示第422号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同 法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鳥取店FCウシオ

鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520 -2, 520-3, 521-1, 521-2, 522, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579-1, 579-2, 581-1, 582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ウシオ 鳥取市二階町一丁目218 代表取締役 潮 巽市 株式会社あさひ 広島県三次市十日市東六丁目3-33 代表取締役 中重 俊二 株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 哲朗 丸美惣菜株式会社 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 井田 昭雄 有限会社リビングストアー 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 英之 有限会社あみはま薬局 鳥取市今町一丁目101 代表取締役 網濱 博 松川商事株式会社 米子市両三柳2366-4 代表取締役 松川 俊友

変更後 株式会社ウシオ 鳥取市二階町一丁目218 代表取締役 潮 巽市 株式会社山口イエローハット 山口県山口市宮島町9-8 代表取締役 近松 昭宏 株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 哲朗 丸美惣菜株式会社 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 井田 昭雄 有限会社リビングストアー 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 英之 有限会社あみはま薬局 鳥取市今町一丁目101 代表取締役 網濱 博 松川商事株式会社 米子市両三柳2366-4 代表取締役 松川 俊友

- 3 変更年月日
 - 平成22年4月1日
- 4 変更する理由

小売業者の営業譲渡による変更

- 5 届出年月日
 - 平成22年6月15日
- 6 縦覧に供する書類 大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間 平成22年7月2日から4月間
- 8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局 鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第423号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同 法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年7月2日

鳥取県知事 平 井 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鳥取店FCウシオ

鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520 -2, 520-3, 521-1, 521-2, 522, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579-1, 579-2, 581-1, 582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1

2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社ウシオ 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時 株式会社ウシオ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 株式会社あさひ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時 株式会社サンマート和光 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 丸美惣菜株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 有限会社リビングストアー 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 有限会社あみはま薬局 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 松川商事株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 株式会社ウシオ 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時 株式会社ウシオ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 株式会社山口イエローハット 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時 株式会社サンマート和光 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 丸美惣菜株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 有限会社リビングストアー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 有限会社あみはま薬局 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 松川商事株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成22年6月21日

4 変更する理由

お客様の利便性の向上のため

5 届出年月日

平成22年6月15日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年7月2日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第424号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地 崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

岩坪地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 1 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 号と 標柱 1 号と 標本 1 を結んだ直線に囲まれた区域

| 土 | 地 | 標 | 柱 |
|--------|-----------|--------------------|-------|
| 鳥取市岩坪字 | 土居西439 | 1 - | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 土居西433 | 2 | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 土居西432 | 3 - | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向山1375-3 | $4 \pm$ | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向430 | 5 - | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向山1379-1 | 6 - | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向山1382 | 7 - | 号及び8号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向山1383-1 | 9 - | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向419-1 | 10 | 号 |
| 鳥取市岩坪字 | 森向418 | $11^{\frac{1}{4}}$ | 号 |

| 平成22年7月2日 金曜日 | 鳥 取 県 公 報 | 第 8207 号 |
|-----------------|-----------|----------|
| | | |
| 鳥取市岩坪字森向422地先水路 | 12号 | |
| 鳥取市岩坪字森向426-2 | 13号 | |
| 鳥取市岩坪字森向429 | 14号 | |
| 鳥取市岩坪字森向428 | 15号 | |
| 鳥取市岩坪字土居西448 | 16号 | |
| 鳥取市岩坪字土居西446-1 | 17号 | |
| 鳥取市岩坪字土居西445 | 18号 | |
| 鳥取市岩坪字土居西444 | 19号 | |
| | | |

鳥取県告示第425号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地 崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

葛谷C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

| 土 | 地 | 標柱 |
|------|-----------------|--------|
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字堂ノ元170地先 | 1号 |
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字堂ノ元448 | 2号 |
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字村ノ内446 | 3 号 |
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字村ノ内444-1 | 4号 |
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字村ノ前163-7地先 | 5 号 |
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字村ノ内140-1地先 | 6 号 |
| 鳥取市佐 | 治町葛谷字村ノ前165-4 | 7号及び8号 |

<u>公</u> 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年7月2日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称
 - 鳥取県知事
- 2 事業の種類
 - 一級河川日野川水系友広谷川砂防堰堤工事(日野郡日南町大字中石見字大垛尻り、字兜山、字兜山脇及び字

大塅地内)

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日 平成22年6月22日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利 を有する関係人

| 土 地 | | | | | | | 土地に関し 土地所有者 権利を有す。 関係人 | | | と有する |
|-------|-------|------------------------------|----|---------------------------------|------------|-------------------------------------|---------------------------------|-----|----|------|
| 所在 | 地番 | 地 土地の 登記記 録上の もの | 現況 | 全筆の出 土地の 登記記 録上の もの | 実測 | 収用の裁決手続 の開始を決定し た土地の地積 (㎡) | 氏名 | 住所等 | 氏名 | 住所等 |
| 日南町中石 | 1533番 | 原野 | 山林 | 9, 295 | 9, 401. 51 | 619. 17 | 別記の | 別記の | なし | なし |
| 見字兜山脇 | | | | | | | とおり | とおり | | |

別記

持分10,000分の2500

牧田 花子 岡山県新見市新見373-4

持分10,000分の1255

池田 正惠 米子市道笑町四丁目120-5

持分10,000分の415

不明 ただし、

但馬 祐輔 東京都杉並区天沼三丁目8-9 (持分不明) 坂野 万千子 東京都東久留米市南町四丁目4-32 (持分不明)

持分10,000分の415

住田 充 米子市吉岡72-4

持分10,000分の415

大岡 榮 日野郡日南町中石見98

持分10,000分の1245

上田 正志 日野郡日南町中石見137

持分10,000分の415

中村 勉 日野郡日南町中石見140-2

持分10,000分の2510

中村 岩子 日野郡日南町中石見147 持分10,000分の415

大岡 誠 日野郡日南町中石見4

持分10,000分の415

福田 武美

日野郡日南町上石見903-10

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者 講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成22年7月2日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一

- 1 講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 講習に係る警備業務の区分
 - ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務
 - イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
 - (2) 講習の区分

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務 管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第 7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けてい ない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

- 2 実施日時
 - (1) 平成22年10月18日(月)から同月22日(金)まで
 - (2) 時間 午前8時30分から午後5時10分まで
- 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

- 4 受講定員
 - (1) 新規取得講習 各警備業務とも20名程度
 - (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度
- 5 講習事項
 - (1) 新規取得講習
 - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 - ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
 - (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

- (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が、 最近5年間に通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第

4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る 法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」とい う。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続し て1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則 第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係る ものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級 検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、 (1)のアからオまでのいずれかに該当するもの
- 7 受講申込書の受付期間

平成22年8月23日(月)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員になり次 第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、 横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 新規取得講習を受講しようとする者にあっては、次に掲げる書類各1通
 - ア 6の(1)のアに該当する者にあっては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係 る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 6の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定に係る合格証明書の写し
 - ウ 6の(1)のウに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 6の(1)のエに該当する者にあっては、旧1級検定に係る合格証の写し
 - オ 6の(1)のオに該当する者にあっては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者にあっては、資格者証等の写し1通及び(1)のアからオまでのいず れかの書面
- 10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警 備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

| 講習の区分 | 受講手数料 |
|--------|---------|
| 新規取得講習 | 38,000円 |
| 追加取得講習 | 14,000円 |

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 -0110) にすること。

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年7月2日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 山 根 正

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

境港総合技術高等学校パソコン等賃貸借(2室分) 一式

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 84台

イ A3カラーレーザプリンタ 1台

ウ A4モノクロレーザプリンタ 1台

エ A3モノクロレーザプリンタ 1台

オ 画像分配システム 2セット

カ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年10月1日から平成27年6月30日まで

(4) 納入期限

平成22年9月30日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年7月2日(金)から同年8月16日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。
- (3) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資 格審査の申請書類を平成22年7月9日(金)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

- (4) 平成22年7月2日(金)から同年8月16日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであるこ

と。

- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925 鳥取県立境港総合技術高等学校 電話 0859-45-0411

(2) 仕様に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925 鳥取県立境港総合技術高等学校 電話 0859-45-0411

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成22年7月2日(金)から同月23日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関 する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年8月16日(月)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月13日(金)午後5 時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな ければならない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1) の場所に平成22年7月26日(月)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで に提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出 に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の 全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: personal computers to be leased
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon.26, July, 2010
- (3) Time-limit for submission of tenders: 1:00PM, 16, August, 2010
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 13, August, 2010
- (5) Contact point for the notice: Tottori Prefectural Tottori Sakaiminatosogogijutsu High School 925 Takenouti-cho Sakaiminato-shi 684-0043 Japan TEL: 0859-45-0411

鳥取県公報中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| 年月日 | 号数 | 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|------------|--------|---|-------|------------|------------|
| 平成21年2月10日 | 第8065号 | 1 | 下から5 | (1) | (102) |
| " | " | 4 | 18 | 鳥取県教育委員会告示 | 鳥取県教育委員会告示 |
| | | | | 第1号 | 第1号の2 |
| 平成21年4月21日 | 第8085号 | 1 | 下から18 | (284) | (2870) 2) |
| " | " | " | 下から17 | (285) | (2870) 3) |
| " | " | " | 下から16 | (286) | (2870) 4) |
| IJ | IJ | " | 下から15 | (287) | (2870) 5) |

| 平成 22 年 7 月 2 | 2日 金曜日 | | 鳥 取 県 | 公 報 | 第 8207 号 |
|---------------|---------|----|-------|------------|--------------|
| | | | | | |
| IJ | IJ | 2 | 2 | 鳥取県告示第284号 | 鳥取県告示第287号の2 |
| y | IJ | " | 13 | 鳥取県告示第285号 | 鳥取県告示第287号の3 |
| y | IJ | " | 下から21 | 鳥取県告示第286号 | 鳥取県告示第287号の4 |
| IJ | IJ | " | 下から6 | 鳥取県告示第287号 | 鳥取県告示第287号の5 |
| 平成21年8月14日 | 第8118号 | 1 | 下から3 | (39) | (390) 2) |
| y | IJ | 4 | 11 | 鳥取県選挙管理委員会 | 鳥取県選挙管理委員会 |
| | | | | 告示第39号 | 告示第39号の2 |
| 平成21年9月4日 | 第8124号 | 1 | 下から12 | (549) | (5490) 2) |
| IJ | IJ | 2 | 2 | 鳥取県告示第549号 | 鳥取県告示第549号の2 |
| 平成21年12月11日 | 号外第128号 | 1 | 下から1 | (84) | (85) |
| IJ | IJ | 3 | 6 | 鳥取県規則第84号 | 鳥取県規則第85号 |
| 平成21年12月15日 | 号外第129号 | 1 | 下から1 | (85) | (86) |
| IJ | IJ | 3 | 5 | 鳥取県規則第85号 | 鳥取県規則第86号 |
| 平成21年12月22日 | 号外第134号 | 1 | 下から9 | (86) | (87) |
| IJ | IJ | " | 下から7 | (87) | (88) |
| IJ | IJ | " | 下から5 | (88) | (89) |
| IJ | IJ | " | 下から3 | (89) | (90) |
| IJ | IJ | 4 | 5 | 鳥取県規則第86号 | 鳥取県規則第87号 |
| IJ | IJ | 7 | 5 | 鳥取県規則第87号 | 鳥取県規則第88号 |
| IJ | IJ | 13 | 5 | 鳥取県規則第88号 | 鳥取県規則第89号 |
| IJ | IJ | 14 | 4 | 鳥取県規則第89号 | 鳥取県規則第90号 |
| 平成21年12月25日 | 号外第138号 | 1 | 下から5 | (91) | (92) |
| IJ | IJ | " | 下から3 | (92) | (93) |
| IJ | IJ | 3 | 5 | 鳥取県規則第91号 | 鳥取県規則第92号 |
| IJ | IJ | 6 | 4 | 鳥取県規則第92号 | 鳥取県規則第93号 |
| 平成22年4月23日 | 号外第49号 | 1 | 下から3 | (8) | (7) |
| IJ | IJ | 2 | 5 | 鳥取県教育委員会規則 | 鳥取県教育委員会規則 |
| | | | | 第8号 | 第7号 |
| | | | | | |